

1. Press Releases/Topics

「Food Expo 2017」出展者の募集について

当行は、香港で開催されるアジア最大級の食品見本市である「Food Expo2017」(主催 香港貿易発展局)への出展者を、下記のとおり募集します。

岐阜県内企業については、岐阜県産業経済振興センター(以下、「産経センター」と)と十六銀行が共同で出展者募集を行います。金融機関が産経センターと共同でFood Expoにブースを確保し、出展者支援を行うことは、初めての取組みとなります。

当行は、平成28年1月に香港貿易発展局との間で、お取引先企業さまの海外販路開拓支援などを目的とした「相互協力の合意書」を締結しており、昨年に引き続きFood Expo への出展者募集を行うものです。

日本にとって最大の農林水産物輸出先である香港は、そこから更に中国をはじめ世界各地へ商品が再輸出されることでも知られており、Food Expoへの出展支援を通じて、お取引先企業さまの海外販路開拓をサポートします。産経センターと共同で岐阜県内企業の出展者を募集することで、地域経済の活性化を支援してまいります。

名 称	「Food Expo 2017」
日 時	平成 29 年 8 月 17 日(木)～8 月 19 日(土) ※17 日、18 日はバイヤーのみ入場可能、19 日は一般来場者も入場可能。
場 所	香港コンベンション&エキシビジョンセンター
募集品目	食品および飲料製品、食器、調理器具、台所関連用品等
出 展 料	出展料の 1/2 程度を産経センターまたは十六銀行が負担します。 ※詳細は別途、お問い合わせ願います。
募集期限	平成 29 年 4 月 20 日(木) ※予定の小間数に達した時点で募集を終了いたします。

アリババ株式会社との業務提携について

当行は、アリババ株式会社(代表取締役社長 香山誠)との間で海外販路開拓支援について業務提携を締結しました。顧客紹介をはじめ、セミナーや個別相談会の開催など、地元企業の海外販路拡大を支援し、地方創生への取組みを推進してまいります。

「アリババドットコム」(注1)を通じた海外販路開拓サービス「アリババ ワールドパスポート」(注2)を紹介することにより、地元企業の海外事業展開を支援します。

(注1) アリババドットコムとは…アリババグループが運営する世界から商材を仕入れたい買い手企業と、世界へ商材を販売したい売り手企業が出会う、世界最大のインターネットサイト(いわばインターネット上の国際展示会)

(注2) アリババ ワールドパスポートとは…海外取引やインターネットでのビジネス経験がない企業でも、専任のアドバイザーが、サイトへの情報登録、サイト出展後の運用までをアドバイスし、アリババドットコムを通じ、海外販路開拓ができるよう支援するサービス

契約締結日	平成 29 年 2 月 1 日(水)
主な業務提携内容	海外販路開拓に関心を持つお取引先の紹介
アリババ株式会社について	所在地 : 東京都中央区日本橋浜町 2-12-4 エスエス製薬本社ビル 4F 設 立 : 平成 20 年 5 月 30 日 活動内容: BtoB および BtoC の海外進出支援サービス ※アリババ株式会社は、ソフトバンクグループ株式会社と、中国のアリババグループの合併により設立された、ソフトバンクグループの企業です。

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関の補助金等情報
- 3 国際経営教室
- 4 産学連携情報

当行の無料相談サービス

	法律相談会		税務相談会		
日程	十六総合研究所 会場(岐阜)	PLAZA JUROKU 名古屋支店会場 ※	十六総合研究所 会場(岐阜)	正木支店会場	PLAZA JUROKU 岐阜支店会場
	月4回	月4回 ※	月1回	月2回	月1回
			PLAZA JUROKU 名古屋支店会場	星が丘支店会場	
			月1回	月1回	
時間	13:45～15:00	13:30～15:00	13:00～16:00 (星が丘支店会場のみ13:00～15:30)		
応対者	渡辺弁護士	山口弁護士	小野税理士		
参加費	無料 (開催日の2営業日前迄に事前予約要)		無料(事前予約要)		
会場	十六総合研究所 会場(岐阜)	正木支店会場	PLAZA JUROKU 岐阜支店会場	PLAZA JUROKU 名古屋支店会場	星が丘支店会場
	十六総合研究所 十六ビル7F (名鉄岐阜駅徒歩5分)	十六銀行 正木支店 (正木マーサ21内)	JR岐阜駅前 岐阜スカイイング37 東棟1F	十六銀行 名古屋ビル17F (市営地下鉄丸の内駅下車)	十六銀行 星が丘支店 (市営地下鉄星ヶ丘駅下車)

※ 諸事情により開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関の補助金等情報

補助金

平成28年度・29年度予算に基づく中小企業・小規模事業者対策

(経済産業省ホームページ等より)

3月8日時点の情報に基づき記載しています。

※ 詳細については各公的機関のホームページをご覧ください。

➤ 平成29年度 新ビジネス展開応援事業費助成金

公募中！【 公募期間 3/22まで 】

概要	岐阜県内の中小企業者等が、「新規事業・新サービスの立ち上げ」「成長分野への業態転換・多角化」「新アイデア・新商品の開発」などに挑戦する事業に対し、支援することにより、県内産業の持続的な成長、経済振興に寄与する事を目的とします。		
対象者	中小企業者、NPO、社会福祉法人、創業者等		
対象事業	「新規事業・新サービスの立ち上げ」「成長分野への業態転換・多角化」「新アイデア・新商品の開発」などに挑戦する新ビジネス事業		
対象経費等	助成対象経費	助成率	助成限度額
	第1段階(可能性調査研究等) 新製品や新商品・新サービスの可能性調査に要する費用	助成対象 経費の 1／2内	上限 200 万 下限なし
	第2段階(新商品・新サービス・新技術研究開発等) 新技術を活用した研究や高付加価値な新商品の試作品製造などに要する費用		
	第3段階(新市場挑戦等) 新商品等の販売促進、販路開拓等に要する費用		
	第4段階(フォローアップ段階) 市場の反応を踏まえ、商品の改良、再開発、再製造に要する費用		
募集期間	平成29年3月1日(水)～3月22日(水)		
事業期間	交付決定日～平成30年2月1日(木) ※実績報告書最終提出期限の日とする		
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター http://www.gpc-gifu.or.jp/fund/newbusiness/index.asp		

➤ 平成29年度「新あいち創造研究開発補助金」

公募中！【 公募期間 4/7まで 】

概要	愛知県が、次世代自動車や航空宇宙など、今後の成長が見込まれる分野において、企業等が行う研究開発・実証実験を支援する「新あいち創造研究開発補助金」の公募を開始します。
対象者	研究開発にご興味のある企業の皆様
補助率	中小企業2/3以内、大企業1/2以内
限度額	中小企業1億円、大企業2億円 ※ 航空特区、シンクロtronセンター、産産連携は2億円
対象経費	研究開発、実証実験経費
公募期間	平成29年3月21日(火)～平成29年4月7日(金)
公募説明会	日時:平成29年3月9日(木)13:30～15:00 場所:愛知県三の丸庁舎(名古屋市中区三の丸2-6-1)
参照サイト	愛知県 産業労働部 産業科学技術課 研究開発支援グループ http://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/sin-aichi-koubo.html

➤ **「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金」**

公募中！【 公募期間 5／31まで】

概要	下請中小企業自立化基盤構築事業	下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業
	2者以上の特定下請事業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引等を開始又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引の依存の状態の改善を図る取組を支援することにより、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。	親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。
交付対象	特定下請連携事業計画の認定を受けた連携参加者が、法認定計画に従って行う事業。	
公募期間	【一次締め切り】平成29年3月 2日（木） 【二次締め切り】平成29年5月31日（水）	
参照サイト	中部経済産業局 http://www.chubu.meti.go.jp/c72kigyoushitauke_hozyokin/kobo/20170126/index.html	

セミナー

公的機関が主催するセミナー

➤ **岐阜県成長産業人材育成セミナー「医療福祉機器編」の開催**

受付中！【 申込期限 3／15 】

主催者	岐阜県商工労働部航空宇宙産業課	
対象者	モノづくり企業(医療福祉機器関連企業、新規参入を考える企業)、 医療福祉の現場関係者、大学、研究・産業支援機関、 成長産業関係者、医療福祉機器開発に興味のある方等	
概要	岐阜県では、航空宇宙・医療福祉機器・医薬品・食料品・次世代エネルギー分野を成長分野と位置付け、これらの産業における人材育成の拠点として「岐阜県成長産業人材育成センター」を昨年11月に開所しました。 この度、医療福祉機器分野における最新の開発事例を紹介する下記のセミナーを開催します。自社技術を活かした新商品開発やプロジェクトへの参画など、モノづくり企業の皆様の新たな事業展開や新規参入に繋がります。	
	＜内容＞ 基調講演「臨床医療デザインとプロダクト」 講師：名古屋市立大学大学院 國本桂史 事例紹介「新型喉頭鏡開発への参画」 講師：徳田工業株式会社 河津貴彦	
	開催日時	平成29年3月17日(金)13時15分～16時30分
	会場	岐阜県成長産業人材育成センター 301多目的研修室1 各務原市テクノプラザ1丁目21番地(アネックス・テクノ2内)
	定員	100名(先着順)
	参加費	無料
参照サイト	岐阜県商工労働部航空宇宙産業課 http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11354/medicalwelfare.html	

3. 国際経営教室

国際税務教室

非居住者の確定申告

一般的に、日本国内で生じる非居住者の所得に対する所得税の課税関係は源泉徴収により完結します。しかし、例外的に日本国内の事業から生じる所得や日本国内の資産の譲渡、不動産の貸付から生じる所得が存在する場合には、確定申告を行う必要が生じることがあります。したがって、海外の子会社等に1年以上の予定にて海外赴任するサラリーマン等、所得税法上非居住者とされる者が日本国内の不動産の貸付を行っているなどの場合には、確定申告を行う必要が生じるときがあります。その場合、どのように申告を行うのか、所得税の計算に際して控除できる所得控除の範囲はどこまでなのかといった事について迷う場合も少なくありません。

非居住者の確定申告は2月16日から3月15日の間に納税管理人を通じて行います。納税管理人とは非居住者に代わって確定申告書の提出や税金の納付等を行う者のことを指し、具体的には、非居住者の納税地を管轄する税務署に「所得税の納税管理人の届出書」を提出することにより選任をします（選任は義務とされますが、選任しないことをもって罰則を受けるという事はありません）。納税管理人は日本に住んでいる人であれば誰でもなることができ、法人でも構いません。

また、非居住者が確定申告をする場合に適用することができる所得控除の範囲は、雑損控除（国内にある資産について生じた損失のみが対象とされます）、寄付金控除、基礎控除の三つに限定されることになります（所得税法第165条）。したがって、居住者の確定申告に適用される社会保険や生命保険、地震保険等の保険料控除及び扶養控除、配偶者控除といった人的控除並びに医療費控除などの所得控除の適用ができないことに注意が必要です。

国際労務教室

外国人の起業と在留資格

外国人がわが国において起業し又は既存の事業の経営・管理に従事する場合、その活動は「経営・管理」の在留資格に該当します。「経営・管理」の在留資格に該当する活動は、外国人が事業の経営や管理に実質的に参画し、従事するものでなければなりません。単に資金を出資するのみでは、「経営・管理」の在留資格に該当する活動には当たりません。

この点を明確にする基準として、「事業所の確保」と「事業の継続性」の2つの基準の認定が重視されます（※1）。

具体的には「事業所の確保」とは、「事業を営むための事業所が本邦に存在すること」をいいます。月単位の短期間賃貸スペース等を利用したり、容易に処分可能な屋台等を利用する場合は認められず、例えば、賃貸借契約において使用目的を事業用とし、当該法人を借主の名義人とするなど、物件が当該法人により使用されることを明確にする必要があります。

「事業の継続性」については、わが国に居住する2人以上の常勤職員を雇用するか、資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること、あるいはそのどちらかに準ずる規模であると認められる場合に認定されます。

なお、愛知県においては、国家戦略特区の規制改革メニューにより、県が創業活動計画の審査・確認を行った場合に限り、外国人起業家に対する上記2つの基準の確保を上陸後6カ月猶予する施策を実施する予定です（※2）。（※1）出入国管理法基準省令 （※2）平成29年4月から実施予定。

（「国際税務教室・国際労務教室」執筆者）

税理士法人 成 和 / 成和 社会保険労務士事務所 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所）/ 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

※今月号から、当行が産学連携協定を締結する国立大学法人名古屋工業大学様から情報提供を受け、不定期で産学連携情報を掲載します。

今月号のテーマ

セラミックスを焼かずに固める技術開発に挑戦中

はじめに

セラミックスの固化には、焼成という工程が必要とされてきました。このような従来の技術に対して、大理石のような地殻活動による岩石形成をまねたセラミックス固化方法をご紹介します。300 度程度の温度と 200～300 メガパスカル（数千気圧）の圧力を同時に加えることで、「焼かないセラミックス」を実現できるのです。

技術内容

従来の焼成するセラミックスの焼結法（1000 度～1500 度）に対してかなり低い温度（300 度）で固化できるので、「ウォームプレス法」と呼んでいます。これまでの研究においては、水酸化カルシウムと炭酸カルシウムといった材料に対しての固化に成功しております。

このメカニズムを科学で解き明かしてみると、炭酸カルシウムを原料とした場合では、わずかな水の働きで粒子表面が活性化し、緩い化学結合が生まれることで、水との水和反応が緩く起きていると考えることができます。

大学の研究室という限られたスペースでの開発です。現在は保持時間が長い方がよい結果が出ており、産業で活用するには短時間での固化、大きなものの加工が必要となります。このニーズ課題を克服する方法を研究者と一緒に考えて、新しいセラミック製品を世に出すパートナーを求めています。

お願い

さて、こねた材料に 300 度程度の熱を加えて、ぎゅーっと、300 メガパスカル程の力をまんべんなく加えると固化するこの技術、いったい何に適用できるのか今のところはっきりしていません。一つの試みとして、「お猪口」を作ってみました（下写真参照）。この程度の形状であれば加工が可能です。複雑な形状の「もの」を固めるところまで技術は進んでいません。タイルやブロックなどの単純な形状であれば成型できます。

しかし、これまでの焼成方法とは異なる手法を用いた製造方法ですので、これまでの製品の置き換えというよりは、「新たな用途、製品」を想定した方が良いでしょう。300 度程度の低温で緻密化できるので、他の材料を混ぜ込むことで、汚れが付きにくい、抗菌性があるような、セラミックスを創ることができる可能性があります。企業のみな様からのご提案をお待ちしています。

Let's try together.



ウォームプレス装置外観



作製したお猪口

（「産学連携情報」 執筆者）

国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター 太田康仁

電話番号： 052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。